

令和 6 年 1 2 月市議会定例会議

建設水道常任委員会資料

議案第 1 6 4 号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する 条例制定の件中、都市政策部所管分	・・・・・・・・・・	P. 2
議案第 1 7 3 号	指定管理者の指定の件（市営住宅等）	・・・・・・・・・・	P. 3
議案第 1 5 2 号	令和 6 年度福島市一般会計補正予算（第 6 号）中、都市政策部所管分	・・・・・・・・・・	P. 5
議案第 1 5 4 号	令和 6 年度福島市下水道事業会計補正予算（第 1 号）	・・・・・・・・・・	P. 6
議案第 1 6 5 号	民事調停申立ての件	・・・・・・・・・・	P. 7

都 市 政 策 部

議案第 164 号

議案書 P.37

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件中、都市政策部所管分

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

第7条 福島市屋外広告物条例（平成30年条例第42号）の一部改正

1 改正内容

刑法が改正され、従来の禁錮と懲役が一本化され拘禁刑が創設されたことに伴い、市条例で規定している禁錮と懲役の箇所について改正を行うもの

2 改正項目

福島市屋外広告物条例 第47条 条文中の「懲役」を「拘禁刑」に改める

※第47条は、屋外広告業の事業者登録不正及び営業停止命令違反に対し罰則を科すもの

3 条例施行予定日

刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行日に合わせ、令和7年6月1日施行とする

4 新旧対照表

改正後	改正前
（罰則） 第四十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の<u>拘禁刑</u>又は五十万円以下の罰金に処する。 一 第二十八条第一項の規定に違反して登録を受けないで屋外広告業を営んだ者 二 不正の手段により第二十八条第一項の登録（同条第二項の登録の更新を含む。）を受けた者 三 第三十六条の規定による営業の停止の命令に違反して営業した者	（罰則） 第四十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。 一 第二十八条第一項の規定に違反して登録を受けないで屋外広告業を営んだ者 二 不正の手段により第二十八条第一項の登録（同条第二項の登録の更新を含む。）を受けた者 三 第三十六条の規定による営業の停止の命令に違反して営業した者

※（ ）が改正部分

議案第173号 指定管理者の指定の件

議案書 P.52
補正予算説明書 P.15

1 指定管理者候補者及び債務負担行為設定額

施設の名称	福島市営住宅等	団体の事業概要	①人材派遣事業 ②職業紹介事業 ③行政事業 （福島県内自治体からの事業受託） ④キャリア支援事業 ⑤セキュリティ事業 ※プライバシーマーク取得事業者
取扱区分	公募		
団体の名称	株式会社トーネット		
団体の代表者	代表取締役 佐藤 美喜雄		
団体の住所	福島市八木田字中島３６番地の１		
指定の期間	令和７年４月１日から令和１２年３月３１日まで （５カ年間）		
債務負担行為設定額 （単位：千円）	1,210,225（管理運営経費）		
現行の取扱区分	直営		

債務負担行為設定額の内訳

（単位：千円）

年 度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	5カ年計
支出（管理運営経費）	223,454	227,121	264,316	239,964	255,370	1,210,225
収入（利用料金等収入）	0	0	0	0	0	0
差引（指定管理料）	223,454	227,121	264,316	239,964	255,370	1,210,225

議案第173号 指定管理者の指定の件

議案書 P.52
補正予算説明書 P.15

2 指定管理者候補者の選定経過について

	期日	項目	内容
1	4月4日～30日	サウンディング調査	2団体参加（提案書に基づく個別対話）
2	7月25日	現場説明会	5団体参加（募集要項・仕様書の説明、質問受付）
3	7月26日～29日	質問書の受付	質問数：78問
4	8月8日	質問に対する回答	現場説明会参加者に対して個別に回答
5	8月2日～9月6日	指定申請書受付	2団体申請
6	9月26日	面接審査・第1次審査 （都市政策部指定管理者管理運営委員会）	2団体面接（プレゼンテーション、質疑応答） 評価項目：8項目 ・各評価項目について評価（配分等詳細は審査集計表による）
7	10月11日	第2次審査 （福島市指定管理者選定委員会）	・都市政策部指定管理者管理運営委員会第1次審査の結果報告 ・指定管理者候補者の順位を決定

3 審査結果

評価項目	配分	株式会社トーネット	A団体
① 市営住宅等の設置目的の理解	10点	6.6点	6.2点
② 入居者サービスの観点に立った施設利用促進の考え方	20点	16.0点	14.0点
③ 若年世帯等への入居機会創出	10点	6.4点	5.6点
④ 指定管理料（費用）の設定	20点	20.0点	14.0点
⑤ 効率的な施設の維持管理に関する考え方	10点	5.2点	5.6点
⑥ 関係法令等の遵守体制に関する考え方	10点	5.6点	5.6点
⑦ 社会的価値の実現	10点	6.0点	5.2点
⑧ 安定した施設運営	10点	4.0点	6.6点
合計	100点	69.80点	62.80点

議案第152号 令和6年度福島市一般会計補正予算（第6号）中、都市政策部所管分

議案書 P.10
補正予算説明書 P.11

市営住宅等敷地利活用調査費

1 事業概要

今年度中に解体が完了する目途が立った市営住宅下釜団地について、官民連携を含めた跡地利用の可能性を調査するため、サウンディング調査（対話型市場調査）を実施する。

2 事業内容

跡地利用に関するサウンディング調査を委託する。

【委託内容】

- ① 民間事業者からのヒアリングとそのまとめ
- ② 官民連携の可能性・概略条件に関する提案

3 事業費及び財源内訳

（単位：千円）

事業費	財源内訳		
	国庫支出金	起債	一般財源
5,000	-	-	5,000

下釜団地		
所在地		福島市内字北下釜地内
都市計画	市街化区域	区域内
	用途地域	第一種中高層住居専用地域
敷地	所有区分	市有地
	面積	21,716㎡
建築年		昭和34～39年
構造		簡易平屋建、簡易二階建
管理戸数		163戸
入居戸数		0戸
特記事項		入居者の移転完了（R5年度） 建物は、R6年度中に解体完了予定

4 事業スケジュール

	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
サウンディング 調査業務委託		入札	契約	事業実施（6か月）					



解体の進捗状況（R6.10時点）

住宅政策課

議案第154号 令和6年度福島市下水道事業会計補正予算(第1号)

信夫山排水区(祓川)浸水対策事業(継続費補正)

議案書 P17
補正予算説明書 P24, P25

今回の継続費補正は、資機材及び労務費の高騰等により継続費の総額の増額及び年割額を変更するものです。

○補正理由

シールド工事発注にあたり実施設計を行った結果、資機材及び労務費の高騰等により工事費が不足し、全体事業費を当初予算より10億5,700万円増の46億7,700万円とし、年割額についても補正をするものです。(事業費のうち補助対象額 46億5,700万円(国費1/2))

【主な増額理由】シールドマシン損料上昇や資機材の高騰:約6.7億円 労務費の上昇:約2.9億円

○事業概要

祓川は、御山町・森合町地区において上流域の宅地化や近年の気候変動に伴う降雨量の増加・短時間豪雨の頻発に伴い、既存水路の排水能力を上回る雨水の流出により、浸水被害が発生していることから、これまでのボックスカルバート設置からシールド工法に変更し大幅に工期短縮を図りながら、早期に浸水被害の軽減を図るもの。

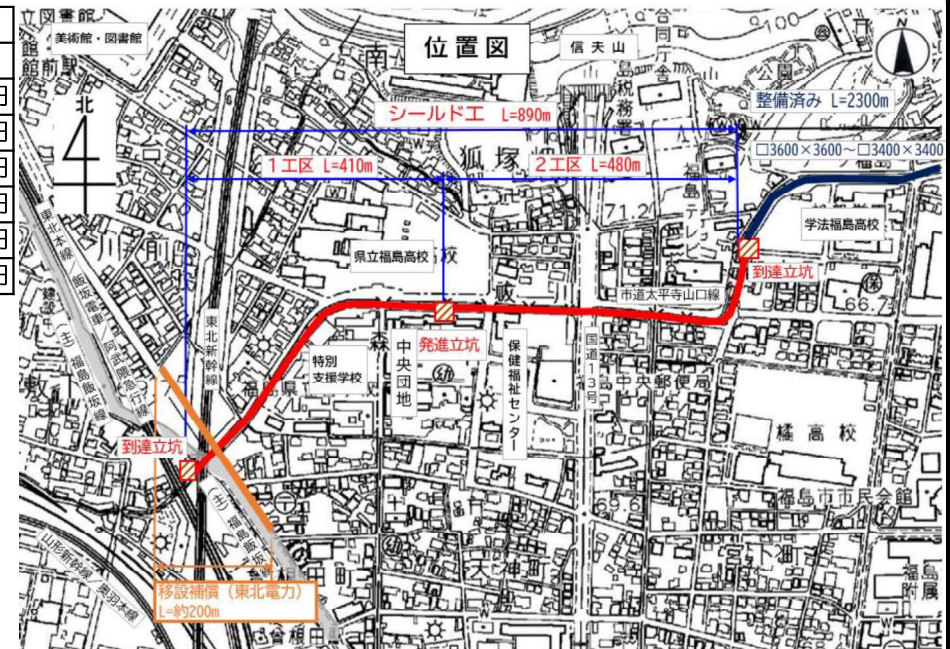
<事業内容> ①雨水管渠整備(シールド工法φ2,000mm) L=890m ②高压送電線移設補償(東北電力) L=200m

○補正内訳

款	項	事業名	全 体 計 画			
			年 度	年割額(当初)	年割額(補正)	差 額
資本的支出	建設改良費	信夫山排水区(祓川)浸水対策事業	令和6年度	573,700千円	573,700千円	0千円
			令和7年度	820,000千円	800,000千円	△20,000千円
			令和8年度	812,000千円	1,052,000千円	240,000千円
			令和9年度	712,000千円	1,132,000千円	420,000千円
			令和10年度	702,300千円	1,119,300千円	417,000千円
			計	3,620,000千円	4,677,000千円	1,057,000千円

○年度毎工種内訳(予定)

令和6年度	準備工(ヤード整備・シールド機製作)
令和7年度	ヤード整備・シールド機製作・セグメント製作 発進立坑・地盤改良・シールド・仮設(防音ハウス等)
令和8年度	セグメント製作・到達立坑(下流側) 地盤改良・シールド・仮設(防音ハウス等)・マンホール設置
令和9年度	セグメント製作・地盤改良・シールド・マンホール設置 到達立坑(上流側)
令和10年度	到達立坑(上流側)・シールド・マンホール設置



議案第165号 民事調停申立ての件

議案書
P.40、P.41

1. 申立件名 福島市営住宅に係る滞納家賃等の支払いに関する調停申立て
2. 民事調停対象者 6名

番号	家賃の滞納額	滞納月数
1	110,400円	4月
2	313,300円	19月
3	141,800円	6月
4	352,800円	3月
5	250,000円	5月
6	218,700円	19月

(令和6年11月1日現在)

○民事調停申立ての趣旨

市営住宅に係る家賃等の滞納者を放置すれば、滞納の増加を招くことから、法的措置により滞納解消を図るものである。入居を継続したまま、市営住宅に係る滞納家賃等の支払いを求める。

福島市法的措置（明渡し請求訴訟等）対象者を選定するための基準

- (1) 6か月以上又は10万円以上の滞納者
- (2) 再三の納付指導にもかかわらず、誠意を示さない者のうちから、特に悪質と認められる者
 - ① 生活保護受給者で住宅扶助費の支給を受けているにも拘らず納付しない者
 - ② 臨戸訪問、文書催告等による納付指導に長期に渡り応じない者
 - ③ 納付指導による分割納付誓約を履行しない者ただし、入居者または同居親族が傷病等で長期の療養を要し、多額の出費を余儀なくされたとき、主たる生計維持者が死亡したとき、不慮の災害にあったときで、いずれも住宅扶助を受けていないときは考慮する。
- (3) 法令等に違反して不正に住宅を使用し、再三の指導に従わない者。
- (4) 連帯保証人としての債務弁済能力がありながら、債務清算に応じない者。